

所得・法人税減税の意味と目的

和田 八束(立教大学経済学部教授)

「恒久減税」とは何か

「恒久減税」は参議院選挙の争点でもあったが、橋本内閣に代った小渕政権は、7兆円の「恒久減税」をかけ、所得税・法人税の減税を約束するに至った。しかし、「恒久減税」の意味や内容、さらに目的についてはいぜんとして明確ではない。

「恒久減税」とは、減税が単年度に限られている「特別減税」に対比させて、次年度以降にも継続する「制度減税」を意味するものであろう。しかし、その目的が短期の景気対策にあるのか、基本的な制度改革におけるべきかは必ずしも明確でない。また、景気対策であるとしても、その効果については明らかといえない。

しかし、いずれにしても「恒久減税」への流れは始まっており、所得税で4兆円、法人税で3兆円といった総額が先行して打ち出されている。問題は今後審議されることになる減税の中身であるが、そこで議論されるべき問題点のいくつかを検討しておくことにしたい。

所得税の問題点

所得税減税では、最高税率の引下げと共に、税率全体の引下げを組み合せた「定率減税」方式がまず固まつたようである。最高税率は表1にみられるように、住民税を含せて65%であるが、それを50%程度までに引下げようというものである。

最高税率65%といういかにも高いようであり、「高額所得者にきびしい」というのが引下げの理由であるが、それには重大な「誤解」がある。最高税率が適用されるのは、課税所得3,000万円超の“部分”に対するものであり、所得全体に対する平均税率なり、収入に対する負担率(実効税率)は、累進構造となっていて、高所得者といえども65%になることはありえない。

ちなみに、給与収入で3,000万円の場合、実効税率(所得税に住民税の合計)は33%程度であり(所得税だけでは23%程度)、欧米各国と比べてもかなり低い。また、収入額2,500万円超の納税者数は0.2%(6.4万人)であり、その納税額も6.1%にすぎない。税

表1 所得税の国際比較

区分	国名	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
国税収入に占める所得税収入の割合		34.3%	71.5%	32.9%	35.0%	20.5%
個人所得に対する所得税負担割合	4.1% (6.1%)	10.3% (12.6%)	10.2%	8.2%	4.1%	
課 税 最 低 限	361.6万円	244.8万円	105.6万円	373.8万円	320.2万円	
税 率	最低税率 [住民税の最低税率]	10% [5%]	15% [4%]	20%	25.9%	10.5%
	最高税率 [住民税の最高税率]	50% [15%]	39.6% [6.85%]	40%	53%	54%
税 率 の 刻み 数	[住民税の税率の刻み数]	5 [3]	5 [5]	3	—	6
課 税 単 位	個人単位	個人単位、夫婦単位の選択	個人単位	個人単位、夫婦単位(二分二乗)の選択	世帯単位(N分N乗)	

(備考) 1. 課税最低限は、夫婦子2人の給与所得者で、子2人のうち1人が16歳から22歳までの子の場合である。
2. 数値はすべて1996年、但し日本の課税最低限は、96年度税制改正後で特別減税は考慮していない。
3. ()書は、住民税を含めた場合である。アメリカの住民税の税率はニューヨーク州個人所得税による。
4. 邦貨換算は次のレートによった。(1ドル=119円、1ポンド=195円、1マルク=67円、1フラン=20円)

(出所) 大蔵省資料による。

率構造の5段階というのも、ほぼ欧米並みであり、とくにわが国が高累進ではない。

いったい「最高税率の緩和」とは何を根拠にして、何をねらいとするものか、全く理解できない。

そもそも、給与所得だけで「億万長者」級の収入はありえないし、申告所得者（事業所得）であれば“法人成り”などの“節税”策を行うであろう。高額所得者が存在するはずの資産所得については分離比例税である。

次に課税最低限が問題とされ、現行の361万円（表1参照）は国際的にみても高いとして、その引下げがとりざたされている。

しかし、いったい「課税最低限」とは何であり、361万円という数値（平成10年の特別減税分を引くと491万円）はいったい何を意味しているのであろうか。

大蔵省の計算では、給与収入から給与所得控除を差し引いたのち、社会保険料控除（収入の7%）及び各種所得控除（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等）を差し引いた金額に相当するものを「課税最低限」として361万円を算出している。

しかし、この金額は所得の考え方や算出の前提いかんで変化し、361万円という一つの数値で示しうるものではない。まずいえることは、給与所得控除であるが、これを「経費の概算控除」とするならば（これはほぼ確定した考え方）、申告所得者と同様に、「給与所得控除」は「課税最低限」の範囲に算入すべきではなかろう。

また、所得控除は、きわめて多様化しており、納税者によってすべて異なる金額になる。大蔵試算では夫婦と子二人（うち一人は特定扶養）となっているが、このモデルが納税者の代表的なケースとする根拠に乏しい。共稼ぎ世帯は5割もあるし、老人扶養者のいる世帯も多い。逆に子供が二人の世帯はむしろ少ない。配特の不適用世帯も多い。つまり、「標準」的な世帯というのはありえないともいえるのであって、何か一つの金額で「課税最低限」をあらわすことは不可能である。まして、諸外国と比較するのであれば、為替レートの変動だけでなく、購買力レートをも考慮すべきであろう。

最近課税最低限が上昇してきているといわれる

が、その一つの要因には社会保険料の上昇がある。社会保険料の引下げや、一部を税でまかなう方式に改めるならば、直ちに金額に影響が出てくる。社会保障給付もマイナスの税であるから、所得控除と一体的性格を持っている。いずれにせよ、「課税最低限」を単独の形でとり出して、その水準を議論することは無意味である。

所得税には、「制度改革」を行ううえで、さらに重要な問題がいくつか存在している。まず資産性所得の課税問題がいぜんとして未解決である。利子、配当、キャピタルゲイン課税のあり方は、高所得者の負担に関わるものであり、税率とも不可分の問題といえる。

負担の公平という点では、高齢者の問題も指摘されている。高齢者では所得格差がとくに大きいといわれているが、高齢者向けの特例を一律に行うことの是非など、具体的に検討すべき点が多い。

また、課税単位についての議論も必要である。諸外国と比較しても（表1）、わが国の個人単位は必ずしも固執すべき方式とはいえない。かつて二分二乗の議論が行われた末、結局見送りとなった経緯があるが、経済・消費単位として多様化している世帯の現状に即して、課税単位を見直すことが必要である。

さらに、給与所得者に適用されている源泉徴収制度についても、この際見直しを行い、申告納税制を導入する方向で検討すべきではなかろうか。大蔵省の調査によても、還付申告が確定申告の半ばをしめ、しだいに増加傾向にあるうえ、そのうちの5割は給与所得者であるとされている。あるいは、納税相談が1,000万人にも及び、その5割以上が還付申告に関わるものであるとの調査もある。いずれにせよ、給与所得者も申告納税に抵抗感を持たなくなっていること、税務行政上も支障がないことを物語っており、源泉徴収だけに頼る方式を改めることは可能である。

以上のような点を含めて、所得税の実態と負担の現状を正確に認識したうえで、国一地方の配分を含めた全般的な改革への方向を示すべきである。現在の議論は、あまりにも近視眼的であるうえ、誤った認識を前提にして、総合的な観点を欠いたものといわざるをえない。

法人税の諸問題

法人税については、表面税率(調整後)を国際水準にまで引き下げるこことし、現在46.36% (表2)であるものを45%程度にするという意向が出されている。法人税に関しては、すでに税制調査会(政府)でも小委員会を設けて議論を行った経緯があり、小委員会報告ではかなり詳細な検討結果が出されている。また、この検討に沿う形で、98年度には税率引下げが行われている。

しかし法人税率がなぜ問題なのか、税率のどこがどのように問題になるのか、といった点は、いぜんとして明らかではない。

表2でみるように表面税率(以前は実効税率といっていた)の比較では、諸外国との比較で、それほどの大差はない。法人の税負担ということからいえば、税率というよりも実質的な負担率でなければならない。つまり、所得に対する税額の割合が問題であり、比較されるべき水準である。したがって、所得の内容すなわち課税ベースが重要なファクターといわねばならない。課税ベースと税率を切りはなして議論することは国際比較のうえでも無意味である。

さきの税調小委員会においても、まさにこの立場から、税率引下げと共に課税ベースの見直しを行っている。その検討内容は多岐にわたっているが、大別すると、①引当金の見直し(貸倒引当金、退職給与引当金など)、②減価償却制度の見直し(耐用年数、償却方法など)、③営業経費の見直し(寄付金、交際費、役員報酬等)、④収益・費用の基準の見直し、⑤資産の評価・換算、⑥法人間配当等、⑦連結納税等、などがとり上げられていた。

すでに多くの指摘がなされてきたように、わが国の法人税では課税ベースの縮小が多様な形で行われており、とくに諸外国との比較において過大な引当金制度や課税特別措置が問題となっていた。

しかし、税率の引下げには積極的である経済界も、課税ベースの拡大には否定的であり、98年度改正においても、税率引下げだけが先行する形となっていました。

表2 法人課税の税率水準の国際比較 (単位: %)

区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
表面税率	34.5 [道府県民税 1.73] [市町村民税 4.24] [事業税 1.1]	35 [州法人税 8.84] [カリフォルニア州]	31	保留分 45 配当分 30 [営業税 18.5] [東西ドイツ並算平均]	33 1/3
表面税率 (調整後)	46.36	40.75	31.00	51.67 (注)	41 2/3 (注)

(備考) 日本人の地方税の標準税率は、道府県民税率は法人税額の5%、市町村民税は法人税額の1.23%である。

(注) ドイツとフランスの表面税率(調整後)の計算においては、付加税を加算している。(フランスについては、年間売上高5,000万フラン以上の法人の場合)

(出所) 大蔵省資料による。

る。今回も税率引下げによる減税の方向は出されているものの、課税ベースの問題は影をひそめている。

法人税の議論においては、もともと「法人の税負担とは何か」という根本的な問題が必ずしも解明されていない。つまり、現在の法人税制は「法人擬制説」に立つており、本来法人には負担能力がなく、究極的には個人の負担であるという立場である。この立場に立てば、法人税はたんに個人所得の前どりにすぎないのであるから、法人税率そのものの議論は無意味である。

この問題は別としても、少なくとも個人と法人との負担の調整を明確にして、個人と法人を合せた負担として議論すべきではなかろうか。わが国の調整方式は不完全な税額控除方式であり、インピューテーション方式の採用など検討すべき点が多い。

また、法人税負担では転嫁の有無も重要な論点となろう。十分にその程度が実証されていないとはいえ、転嫁が行われていることは疑いのないところであり、表面的な税率だけで負担率を決めるべきものでないことは明らかであろう。

法人税において、いま一つ深刻な問題は、赤字法人がきわめて多いということである。わが国には普通法人が約270万社あるが、そのうちの約65%は赤字法人となっている。とくに中小企業で赤字法人が多く、また最近の不況下では全体に増加している。このことから、赤字法人でも一定の税負担を行うべきではないか、そのために何らかの“外形課税”を導入すべきではないか、という議論が出されている。

赤字法人課税をいかに考えるべきかは、なお明確な視点が定まっていない。この問題は現行法人税における所得課税の次元ではなく、応益課税や社会費

用負担などの別の議論構成が必要であろう。したがって、その税は利益からの負担か費用かなどといった問題も出てくるであろう。いずれにしても、赤字法人課税なり外形課税なりは、現在の法人の実態からみても避けられない課題であり、諸外国における事例やミニマムタックス(アメリカ)などの実例を参考に検討されるべきであろう。

また、この外形課税の問題は地方税とも大きく関連することになり、地方税制のあり方と併せて議論されるべきである。

わが国の法人税の表面税率が高くあらわれる原因としては、地方税での税率が高いことが指摘されている(表2)。地方の法人税のうち、法人住民税は法人税とリンクしている所得課税であるが(但し法人税制だけで均等割は別)、法人事業税は別の範疇に属する税であるとされている。しかし、法人事業税も事实上所得課税として扱われているのが現状である。

そこで、地方税における法人課税のあり方が一つの論点となっており、税調でも地方法人課税小委員会で検討を始めている。とくに法人事業税のあり方をめぐって、外形課税の導入などが争点となっている。この点も、理論的かつ具体的に議論を行い、分権時代にふさわしい地方税のあり方を探究すべきであろう。

長期的改革への展望

以上みてきたように、現在いわれている「恒久減税」は、景気対策に重点をおきながらも、一部に制度改革の要素も加わり、効果と目的がきわめてあいまいな性格となっている。今日の経済破綻に対する政府の対策が必要であることはいうまでもないが、中途半端な減税政策によって、経済が回復するとはとうてい考えられない。むしろ、いま必要なことは、短期の減税よりも、長期的展望に立った税制改革であり、それによって国民に将来への生活設計を与えることではなかろうか。「恒久減税」が、そうした長期的な改革を意味しているならば、景気対策にもつながるものということができよう。

ここでは、こうした税制改革の全体を示すことはで

きないが、所得税と法人税に関する課題に限っては上記にのべた問題点をクリアすべきである。そこで、税制改革のための基本的な枠組みとなるべき問題点を最後にのべておくことにしたい。

まず第1には、直接税の減税によって、将来の租税構造がどのようにしていくのか、その展望なり政策方針を示しておくべきである。現在の直接税減税が、国民によって歓迎されない理由は、将来間接税(消費税)の増税につながるのではないかという不信感があるためである。将来の租税構造の大枠なり、直間比率の考え方なり、こうした税制の基本に関わる考え方を明らかにしておく必要があろう。

第2には、税と社会保障負担の関係について、明確な方向を早急に出すべきである。現在の国民負担の状況をみると、租税負担率よりも社会保障負担率の方が高まる傾向にある。今後の少子・高齢化の下では、一層この傾向が強くなり、しかも社会保障制度(とくに年金)は破綻の危機にある。今後の社会保障の費用を税で負担するのか、保険料でまかなうのかは重大な問題である。社会保険料負担が増大すれば、所得税収が減る(所得控除の増大)という両者の相関関係もあり、両者を一体的に扱う必要がある。基礎年金を税でまかなうべきであるとの意見もしだいに強くなっている。こうした問題に対する回答を出すことが、国民の将来への不安を解消するためには不可欠である。

最後に、政府は何をなすべきか、政府の規模なり範囲はいかにあるべきか、したがって国民負担率はどのようになるべきか、といった点に、一定の見通しを示すべきである。国民負担率なり租税負担率は、わが国は必ずしも欧米諸国にくらべて高くはないが、政府・財政の分野は決して小さいわけではない。今後の政府・財政の役割なり規模について、長期的な方向と考え方を明らかにすると共に、国と地方の分担関係、国税・地方税の配分問題を明確化していく必要がある。

今後議論されるであろう税制改革においては、こうした基本的な問題をまず明らかにすると共に、正確な現状認識に立って、将来を見えた改革が行われるよう要望しておきたい。

(わだ やつか)